

報道関係者 各位

平成 28 年 8 月 16 日 (火)

【照会先】

労働基準局 監督課

課長 荒木 祥一

中央労働基準監察監督官 湯川 渉

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

外国人技能実習生の実習実施機関に対する 平成 27 年の監督指導、送検の状況を公表します

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署などの労働基準監督機関が、平成 27 年に技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

外国人技能実習制度は、企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材を育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、危険・健康障害防止措置などの未実施、割増賃金の不払いといった労働基準関係法令に違反したケースが依然として存在しており、厚生労働省は技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んできました。

平成 27 年の監督指導・送検の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した 5,173 事業場 (実習実施機関) のうち 3,695 事業場 (71.4%)。
- 主な違反内容は、①違法な時間外労働など労働時間関係 (22.6%)、②安全措置が講じられていない機械を使用させていたなどの安全基準関係 (20.8%)、③賃金不払残業など割増賃金の支払関係 (15.0%) の順に多かった。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 46 件。

厚生労働省は、実習実施機関に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施機関に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

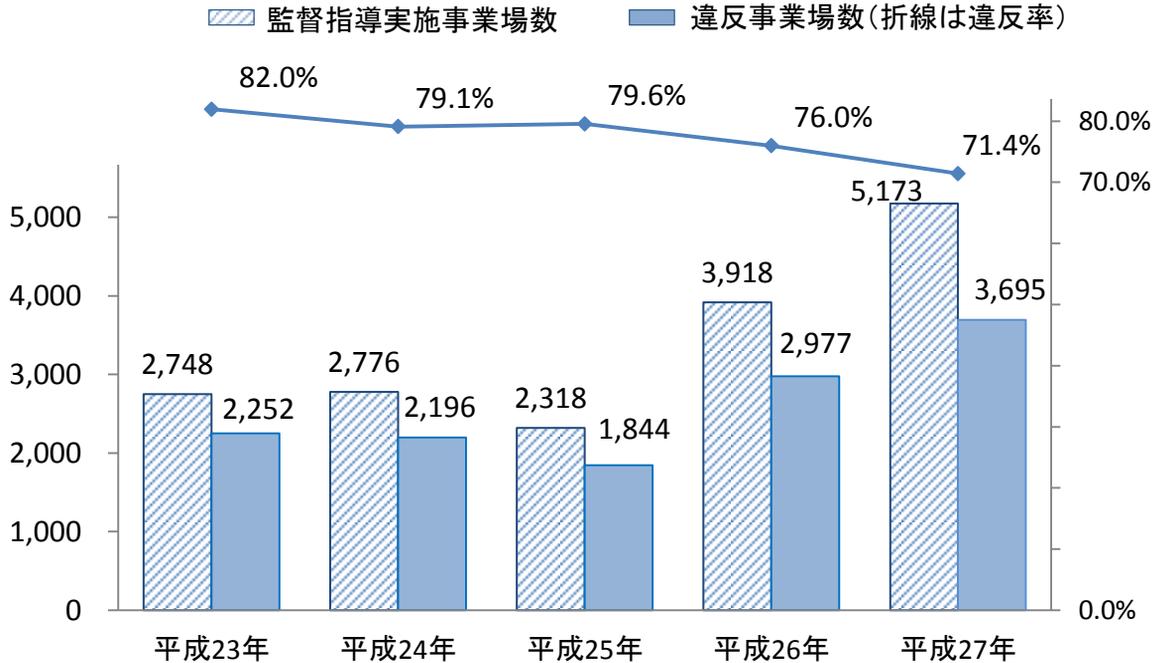
(別紙) 外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況 (平成 27 年)

外国人技能実習生の実習実施機関に対する 監督指導、送検の状況（平成27年）

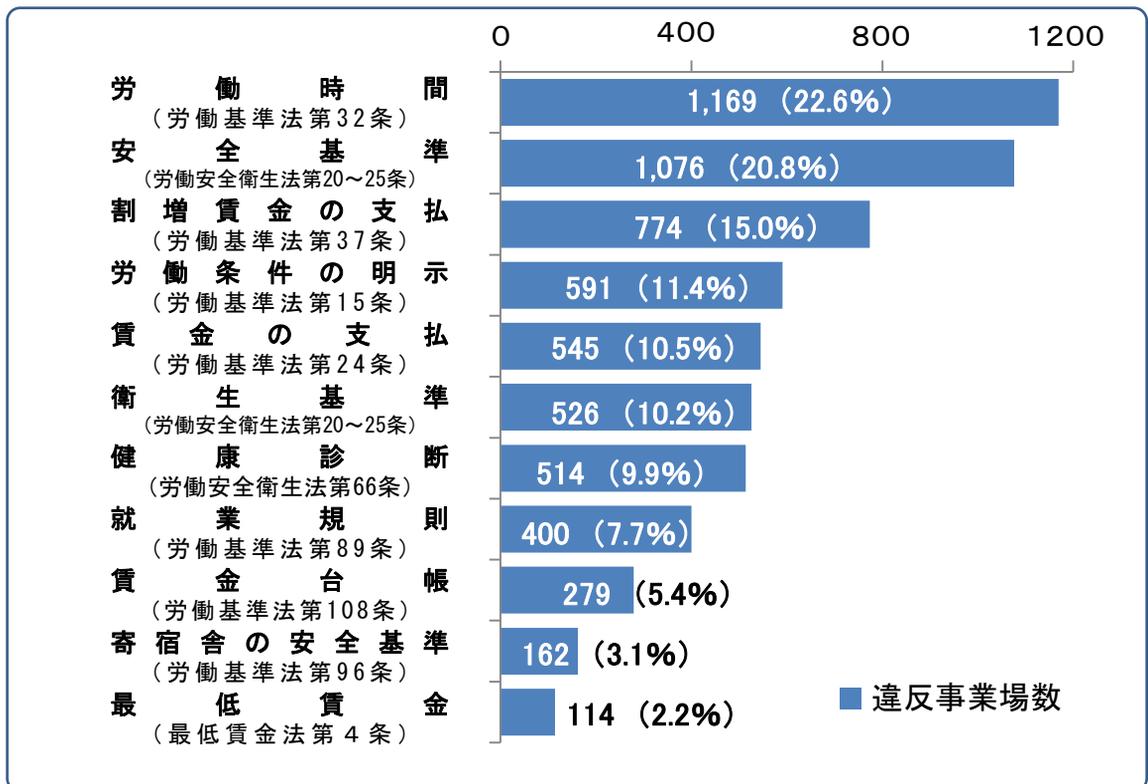
1 監督指導状況

- (1) 全国の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して5,173件の監督指導を実施し、その71.4%に当たる3,695件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



- (2) 主な違反内容は、①違法な時間外労働など労働時間関係（22.6%）、②安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど安全基準関係（20.8%）、③賃金不払残業など割増賃金の支払関係（15.0%）の順に多かった。



(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

最低賃金額以上の賃金及び割増賃金が支払われていないという情報を端緒に出入国管理機関と合同で監督指導を実施

概要

- 事業主は、「割増賃金はきちんと支払っている」などと説明し、当該説明と合致する労働時間の記録等を提示したが、技能実習生に個別に聴取し、割増賃金の未払等について証言を得たため、これをもとに事業主を追及。正しい労働時間の記録を提出させ、法違反を確認した。
- 技能実習生 8 名に、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。
- 特別延長時間月60時間の特別条項付36協定を届け出ていたが、技能実習生に、その特別延長時間を超えて、最長の者で月約150時間、平均で月120時間程度の違法な時間外労働を行わせていた。また、36協定で協定した回数（月2回）を超えて休日労働を行わせていた。
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率以上で計算し支払っていなかった。
- また、同一所在地にあるグループ会社についても同様の実態が認められた。

指導内容

実習実施機関 2 社に対して以下の指導を実施。

1 技能実習生に、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。

指導

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）及び労働基準法第24条（賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている賃金の支払いを指導

2 技能実習生に、36協定の協定時間を超えて、最長の者で月約150時間、月平均120時間程度の違法な時間外労働を行わせ、また、36協定の限度である月2回を超えて、休日労働を行わせていた。

指導

労働基準法第32条（労働時間）及び第35条（休日）違反を是正勧告し、併せて、特別条項付き36協定の適切な運用、時間外労働の削減及び過重労働による健康障害の防止についても指導

3 技能実習生に、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外及び深夜は25%、休日は35%）以上で計算し支払っていなかった。

指導

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

指導の結果

- 技能実習生 8 名に、不払いとなっている賃金（基本給）及び割増賃金、総額約1,885万円が支払われた。
- 1週間の時間外労働を最大で5時間に縮減し、日曜・祝日を完全休業とした。
- 労働時間数を適切に管理する等のため、適正なタイムカードを導入した。

事例 2

技能実習生からの「残業代が1時間あたり300円から500円」等の情報を端緒に、グループ会社を含む実習実施機関2社に対して出入国管理機関と合同で監督指導を実施

概要

- 情報のあった実習実施機関2社は、技能実習生7名に、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。
- 36協定の協定時間を超えて、月100時間から150時間程度の違法な時間外労働を行わせ、また、36協定の届出なく休日労働を行わせていた。
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率以上で計算し支払っていなかった。
- 時間外労働時間数等を賃金台帳に記載していなかった。

指導内容

事業場2件に対して以下の指導を実施。

- 1 技能実習生に、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。

指導

最低賃金法第4条（最低賃金以上の支払）及び労働基準法第24条（賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている賃金の支払いを指導

- 2 技能実習生に、36協定の協定時間を超えて、月100時間から150時間程度の違法な時間外労働を行わせ、また、36協定の届出なく休日労働を行わせていた。

指導

労働基準法第32条（労働時間）及び第35条（休日）違反を是正勧告し、併せて時間外労働の削減及び過重労働による健康障害の防止についても指導

- 3 技能実習生に、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外及び深夜は25%、休日は35%）以上で計算し支払っていなかった。

指導

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

- 4 賃金台帳に、技能実習生の時間外労働、休日労働、深夜労働等の労働時間数を記載していなかった。

指導

労働基準法第108条（賃金台帳）違反を是正勧告し、労働時間数の賃金台帳への記載を指導

指導の結果

- 技能実習生7名に対して、不払いとなっている賃金（基本給）及び割増賃金、総額約919万円が支払われた。
- 時間外労働を原則21時までに終了することを徹底し、月70時間に削減した。
- 時間外労働、休日労働、深夜労働等の労働時間数を記載した賃金台帳を作成した。

事例3

出入国管理機関からの「36協定の協定時間を超えて月100時間超の時間外労働を行わせている」との通報に基づき監督指導を実施

概要

- 特別延長時間月80時間の特別条項付36協定を届け出ていたが、技能実習生に、その特別延長時間を超えて、最長の者で月169時間の違法な時間外労働を行わせていた。また、36協定で協定した回数（月1回）を超えて休日労働を行わせていた。
- 深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率以上で計算し支払っていなかった。
- 技能実習生に、有機溶剤業務、特定化学物質業務、アーク溶接等の粉じん作業を行わせているにもかかわらず、これらの業務に関する特殊健康診断や作業環境測定が実施されていなかった。

指導内容

- 1 技能実習生に、36協定の協定時間を超えて、最長の者で月169時間の違法な時間外労働を行わせ、また、36協定の限度である月1回を超えて、休日労働を行わせていた。

指導

労働基準法第32条（労働時間）及び第35条（休日）違反を是正勧告し、併せて、特別条項付き36協定の適切な運用、時間外労働の削減及び過重労働による健康障害の防止についても指導

- 2 技能実習生に、深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率（25%）以上で計算し支払っていなかった。

指導

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

- 3 有機溶剤業務について、これらの業務に従事する者に特殊健康診断を実施せず、また作業環境測定を実施していなかったこと。

指導

労働安全衛生法第65条（作業環境測定）及び第66条（健康診断）、有機溶剤中毒予防規則第28条（作業環境測定）及び第29条（健康診断）違反を是正勧告し、6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定及び有機溶剤等健康診断の実施、記録の保存や労働基準監督署長への結果報告の実施をするよう指導。

- 4 特定化学物質業務について、これらの業務に従事する者に特殊健康診断を実施せず、また作業環境測定を実施していなかったこと。

指導

労働安全衛生法第65条（作業環境測定）及び第66条（健康診断）、特定化学物質障害予防規則第36条（作業環境測定）及び第39条（健康診断）違反を是正勧告し、6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定及び特定化学物質健康診断の実施、記録の保存や労働基準監督署長への結果報告の実施をするよう指導。

- 5 粉じん作業に従事する者にじん肺健康診断を実施していなかった。

指導

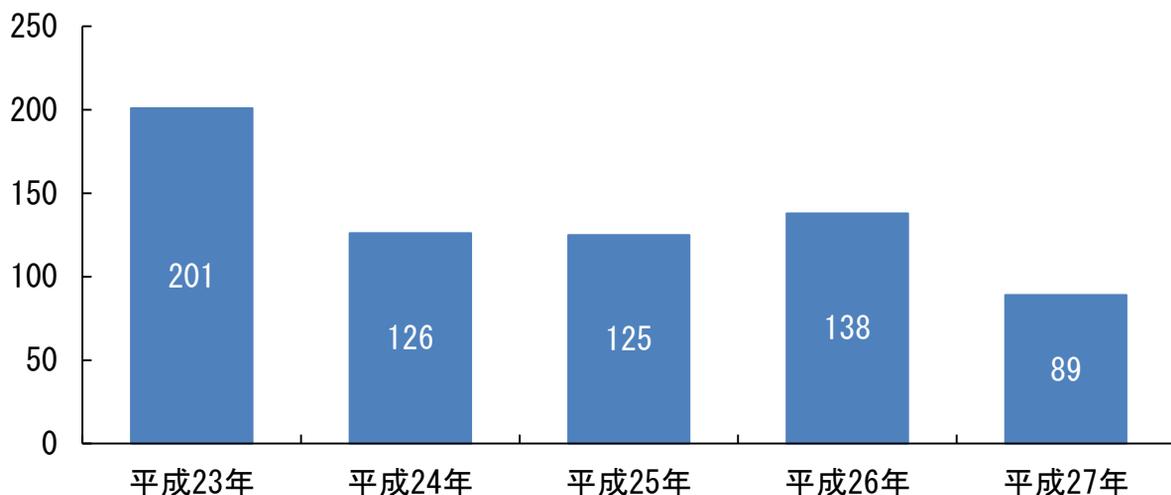
じん肺法第8条（健康診断）違反を是正勧告し、じん肺健康診断をじん肺管理区分に応じて定期に実施し、健康管理実施状況報告をするよう指導。

指導の結果

- 時間外労働の削減に取り組んだ結果、時間外労働時間数は月25時間となり、休日労働はなくなった。また、作業員の増員を図るため、求人募集も行った。
- 技能実習生2名に対し、不払いとなっている深夜労働に対する割増賃金が支払われた。
- 有機溶剤業務及び特定化学物質業務に従事する者に特殊健康診断を行い、これら業務に関する作業環境測定を実施。また、粉じん作業に従事する者にじん肺健康診断を実施した。

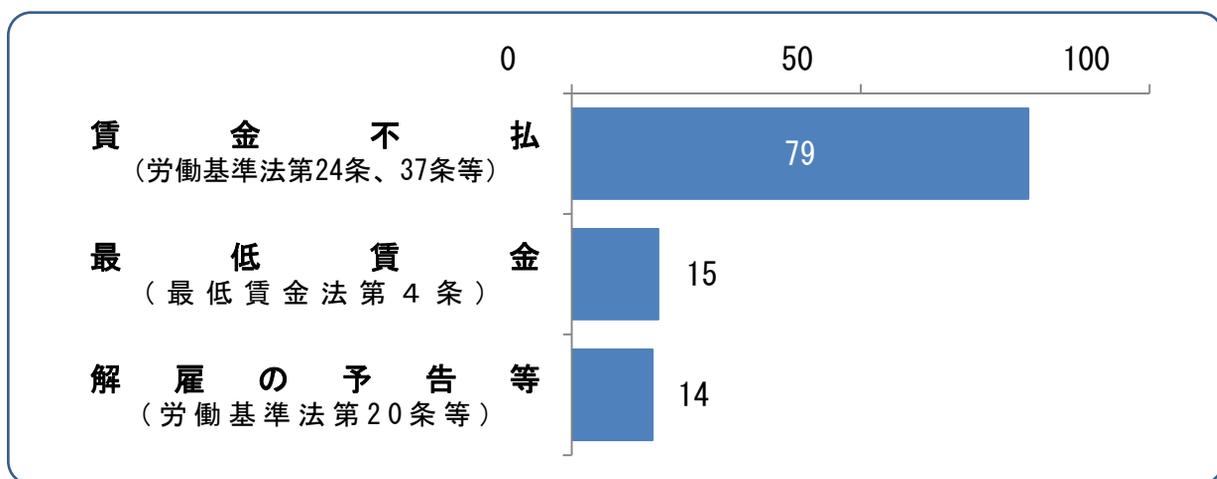
2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は89件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金や割増賃金の不払(79件)、②約定賃金額が最低賃金未満(15件)、③解雇予告手当の不払など解雇の手続不備(14件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



(3) 労働基準監督官が処理した申告事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

「時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金が不足している」「割増賃金は半年に1回まとめて支払われる」との技能実習生からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 事業主は、時間外労働等について「労働時間ではなく、研修の一環である」と抗弁しつつ、割増賃金の時間単価が500円から550円であり（通常の労働時間に対する賃金は最低賃金額以上であった）、半年に1回まとめて支払っていることを認めた。
- また、時間外労働及び休日労働を36協定の協定時間、回数を超えて行わせており、時間外労働は月100時間程度であった。

指導内容

- 1 時間外労働の割増賃金が時間単価500円から550円であるなど、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外及び深夜は25%、休日は35%）以上で計算し支払っていなかった。

指導

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

- 2 割増賃金が半年に1回まとめて支払われていた。

指導

労働基準法第24条（賃金の支払）違反を是正勧告し、賃金を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払うことを指導

- 3 技能実習生に、36協定の協定時間を超えて、月100時間超の違法な時間外労働を行わせ、また、36協定で協定した回数を超えて、休日労働を行わせていた。

指導

労働基準法第32条（労働時間）及び第35条（休日）を是正勧告し、併せて時間外労働の削減及び過重労働による健康障害の防止についても指導

指導の結果

- 技能実習生15名に対し、不払いとなっている割増賃金、総額約840万円が支払われた。
- 時間外労働、休日労働が36協定の協定時間、回数以内に削減された。

事例 2

賃金（基本給）が1年目は日額5,000円、2・3年目は日額6,080円であり、時間外労働に対する割増賃金の時間単価が1年目は750円、2・3年目は760円であるとの技能実習生からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 事業主は「4年ぐらい前に定めた賃金単価の見直しを行っていなかった」「時間外労働の割増賃金を支払うのは大変なので、支払っていなかった」と抗弁しつつ、最低賃金額以上の賃金を支払っていないこと、法定の割増賃金を支払っていないことを認めた。

指導内容

- 1 賃金（基本給）が日額6,080円で支払われており、時間額に換算すると760円であり、地域最低賃金額を下回っていた。

指導

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている賃金の支払いを指導

- 2 時間外労働の割増賃金が時間単価760円であるなど、割増賃金を法定の割増率（時間外及び深夜は25%）以上で計算し支払っていなかった。

指導

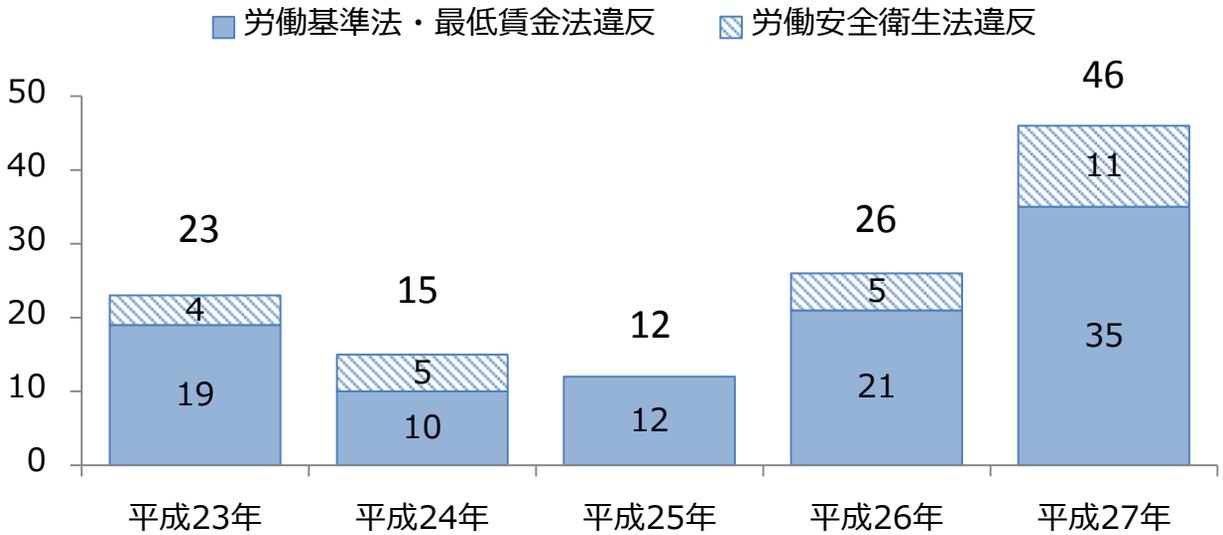
労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

指導の結果

- 賃金単価の見直しを行い、技能実習生16名に対し、不払いとなっている賃金（基本給）及び割増賃金、総額約1,200万円が支払われた。

3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として労働基準監督機関が送検した件数は46件であった。



(2) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

最低賃金及び割増賃金の不払について同一監理団体傘下の4法人及び監理団体の関係者を共犯で同時送検

<注> 監理団体: 受入企業を会員とする事業協同組合などの受入団体

概要

- 監理団体の関係者は、監理団体から通訳等の業務を委託され、実習実施機関4法人（A・B・C・D（いずれも食料品製造業））の労務管理に関与していた。
- 実習実施機関（法人A）は、技能実習生1名に対し最低賃金額以上の賃金を支払っておらず、また、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を支払っていなかったため、送検。
- 実習実施機関（法人B・C）は、技能実習生10名（法人B・C合計）に対し時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を支払っておらず、また、実習実施機関（法人D）は、技能実習生3名に対し時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったため、送検。
- 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を時間単価500円で計算していた等の事実が明らかとなり、不払賃金額は合計で約264万円。
- 4法人及び各法人の事業主らとともに割増賃金を時間単価500円で計算し支払うこと等を事業主らに提案し、共謀した監理団体の関係者を同時送検。

被疑事実

- 1 実習実施機関（法人A）及び事業主
技能実習生に、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

- 2 実習実施機関（法人A・B・C・D）、各法人の事業主ら及び監理団体の関係者
時間外労働及び休日労働の割増賃金を法定以上の額で支払っていなかった。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）、刑法第60条（共同正犯）

事例 2

監督指導時の虚偽報告を端緒に強制捜査を実施し、違法な長時間労働や賃金不払い等について送検

概要

- 被服製造業の実習実施機関（法人）について、賃金が最低賃金額未満で支払われている旨の情報が有り、監督指導を実施。
- 当該監督の結果、直近の監督指導時において、事業主は労働基準監督官に対し、虚偽の記載をした賃金台帳を提示の上、「最低賃金や残業時間はきちんと支払っている」旨の虚偽の陳述を行い事実を隠匿していたことが発覚したため、司法処理に着手。強制捜査を実施し、証拠物を確保した。
- 捜査の結果、技能実習生5名について、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を合計で約380万円支払っていなかった事実が明らかとなった。また、当該事業場にはタイムカードがなかったものの、技能実習生が自身のノートに記録していた労働時間等複数の証拠物の積み上げにより、事業主は36協定の協定時間を超えて、最大で月129時間の時間外労働をさせていたことが認められたため、送検。
- このほか、日本人労働者6名に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていなかったため、併せて送検。

被疑事実

実習実施機関（法人）及び取締役

36協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせた。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）

時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を法定の割増率以上で計算し支払っていなかった。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

虚偽の陳述をし、虚偽の記載をした賃金台帳を提出した。

違反条文

労働基準法第120条（虚偽陳述等の罰則）

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

事例 3

1,000万円を超える賃金不払については是正勧告に従わなかったため送検

概要

- 船舶部品の製造業で実習を行う技能実習生から、賃金が支払われていない旨の申告を端緒とする監督指導を実施し、最低賃金額以上の賃金の支払いがなかったため是正勧告を行ったが、当該実習実施機関（法人）が是正を行わなかったため、司法処理に着手。
- 捜査の結果、技能実習生5名及び日本人労働者9名に対して、最低賃金額以上の賃金を支払っておらず、送検。不払金額の合計は約1,379万円であった。

被疑事実

実習実施機関（法人）及び事業主

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

事例 4

フォークリフトの無資格運転により技能実習生の死亡災害を発生させたため送検

概要

- 砕石業を営む実習実施機関（法人）において、技能実習生を最大荷重2.0トンのフォークリフトの運転の業務に従事させていたところ、フォークリフトが転倒し、当該技能実習生がフォークリフトと地面の間に挟まれ災害発生当日に死亡。
- 捜査の結果、当該技能実習生はフォークリフトの運転資格を有しておらず、無資格者に運転作業を行わせていたことが判明したため、送検。
- なお、事業主は死亡した技能実習生が運転資格を有していないことを知っていたにもかかわらずフォークリフトの運転業務に従事させ、資格を取得させるなど必要な対策を講じていなかった。

被疑事実

実習実施機関（法人）及び現場指揮者
技能実習生にフォークリフトの無資格運転を行わせていた。

違反条文

労働安全衛生法第61条（就業制限）、労働安全衛生法施行令第20条（資格が必要な作業）

事例 5

つり荷の下への労働者の立入禁止措置を講じず、クレーンの荷が落下し技能実習生の死亡災害を発生させたため送検

概要

- 造船業の船体組立作業の現場で、クレーンでつり上げていた鉄板の一部が地上15メートルの高さから落下し、同現場で造船の実習を行っていた技能実習生に当たり死亡した。
- 同現場では120枚の鉄板を約50センチ四方の鉄板に載せ、一度にクレーンでつり上げ工場内に運搬する作業を行っていたが、事業主は、つり上げられた荷の下に労働者を立ち入らせない措置を講じていなかったため、送検。
- なお、実行行為者である現場指揮者は、過去にもクレーン運転業務の法定資格を有しない者をクレーン運転業務に就かせたことにより、死亡災害を発生させたため送検されている。

被疑事実

実習実施機関（法人）及び現場指揮者
箱に入れる等により固定されていない複数の荷が一度につり上げられていたにもかかわらず、労働者をつり上げられている荷の下に立ち入らせた。

違反条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）、クレーン等安全規則第29条（立入禁止）

4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、実習実施機関について、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は551件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は108件である。

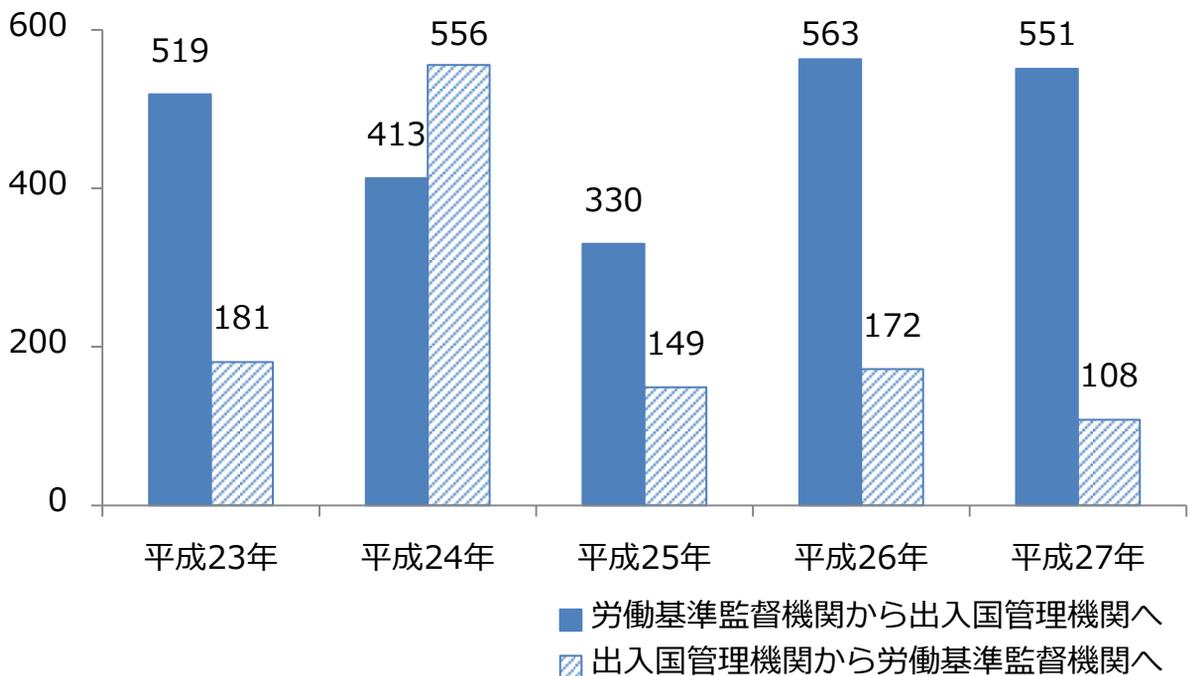
※1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関が行う監督指導等の結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関が行う実態調査等により、技能実習生受入機関において労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案

- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から情報提供を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。



- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、監理団体を含む85件の事業場に対して実施した。